

●下水道事業を企業会計に移行すると何が変わるの？

項目	官庁会計 (これまで)	移行	企業会計 (これから)	変更内容
予算区分	歳入及び歳出を区分 現金の収入・支出の事実に基づき、歳入と歳出の2つに区分して整理・集計	⇒	損益取引による収支と資本取引による収支を区分 管理運営に係る収支(損益取引)と、施設の整備や建設などに係る収支(資本取引)に区分して整理・集計	管理や営業に係る収支と建設に要する収支を明確に区分することで、経営分析や料金の原価計算がしやすくなります。
経理方法	単式簿記 いわゆる家計簿 現金の出し入れという結果のみをシンプルに記録	⇒	複式簿記 取引を原因と結果という2つの側面でもとらえ、その原因と結果も同時に記録 資産・負債・純資産の増減を管理し、同時に一定期間内の収益と費用を記録	単式簿記では資産情報が欠けているため、正確なコストを把握できませんが、複式簿記では、資産の動きや損益を把握することができ、企業としての経営体質が明らかになります。
経理認識	現金主義 現金収入があった時点、または現金支出があった時点ごとに、現金の動きに基づいて記録	⇒	発生主義 現金の収支にかかわらず、資産の移動、収益や費用の発生した事実に基づいて記録	現金の収支とは関係なく、債権・債務が発生した時点で費用や収益、あるいは未払金や未収金が記帳され、事業期間の正確な業績が把握できます。
資産把握	財産台帳による管理 現金以外の財産を、公有財産、物品、債権、基金に分類し、その性質に応じた適切な管理が求められ、その各々が別々の基準による財産台帳等で管理	⇒	減価償却管理 設備や車両等の資産(減価償却資産)について、その使用可能期間(耐用年数)にわたり、その資産の価値の減少相当額(減価償却費)を費用に計上して管理	財産台帳による管理では価額を把握できない財産もありますが、減価償却による管理では、統一した基準に基づいて資産を一覧でき、適正な資産評価ができるようになります。
出納整理期間(※)	あり(翌年度5月31日まで) より客観的で、外部への説明が容易 また、現金残高の監視を徹底しやすい。	⇒	なし 未収金や未払金の勘定科目を活用して、事業期間の末日にとらわれず、持続的な経済活動(取り引き)ができる。	迅速に決算の分析を行ない、次の経営戦略に生かすことができます。また、民間その他の企業会計との比較が可能になります。

※会計年度終了後も前年度の出納ができる期間

平成27年度から

下水道事業を地方公営企業に移行します

市では、「地方公営企業」として水道事業や工業用水道事業を経営しています。平成27年度からは、下水道事業(農業集落排水、個別排水処理施設を含む)についても、その健全経営を目指して地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業会計に移行するよう準備を進めています。
ここでは、地方公営企業や下水道事業の企業会計への移行についてお知らせします。

●問い合わせ先 上下水道課 庶務料金班(合志庁舎)
☎248-1159



●下水道の役割ってなあに？

・各家庭や事業所から出る汚水を浄化センターに運んできれいにします。トイレを水洗化できるのも下水道があるためです。まちを清潔に保ち、川や海に戻す水をきれいにするのも役割の一つです。
・雨水を河川に流したり一時的にためるなどして調整することで、大雨などによる浸水を防いでいます。



●下水道を管理する費用はどこから出ているの？

市の下水道事業にかかる費用は主に下水道使用料と、新しく下水道を利用するときに必要となる受益者負担金、そして一般会計(税金など)から繰り入れる資金でまかなわれています。

下水道使用料は、下水道を使用する世帯・事業所が負担しています。

●経費はどのように管理されているの？

市の事業の多くは、主に税金を財源とした市の予算の中で進められています。しかし、事業のうち政令で指定された事業(水道事業・電気事業・交通事業・ガス事業など)を行なう場合は、市の予算と切り離された独立採算制の「地方公営企業」という経営形式をとらなければなりません。

現在、本市では地方公営企業として水道事業と工業用水道事業を運営していますが、下水道事業については各地方公共団体の任意とされていたため、市の特別会計として運営してきました。



●費用負担を公平に 資産の管理は明確に

地方公営企業の事業は、基本的に利用者だけがその利益を得ることができません。例えば、下水道を使えるのは下水道が通っている地域の住民だけです。下水道が通っていない地域の住民はそれを使うことができませんし、下水道を使える地域であっても、その使用量は人によって異なります。経費のなかには税金によっても負担する方が適切なものもありますが、基本的には、住民の皆さんが納める税金を使って下水道を運営すると不公平が生じます。
また、下水道事業では下水道処理施設や調整池など多くの資産を管理しています。利用者の皆さんに安定した下水道サービスを提供していくためには経営状況や財政状況を明確にし、適切に管理・運営していくことが重要です。これらを実現するため、本市の下水道事業も、地方公営企業として企業会計方式に移行することにしました。

出前講座を行なっています

もっと詳しく知りたい人は、地域やグループなどで出前講座をお申し込みください。下水道のことや企業会計のことを学んでみませんか。市職員がわかりやすく説明します。申込書は市ホームページからダウンロードできます。

●出前講座の申し込み・問い合わせ先
生涯学習課(ヴィーブル) ☎248-5555

